

# 品川区行政評価基本方針

令和5年4月12日区長決定

改定 令和8年4月9日区長決定

## 1 社会経済状況の変化

区を取り巻く社会経済状況を見渡すと、人口構造の変化、技術革新の進展、頻発化・激甚化する自然災害、国際情勢の緊迫化によるエネルギー安全保障への影響、物価高の長期化など、さまざまな要因により変化を遂げており、まさに時代の大きな転換期を迎えています。

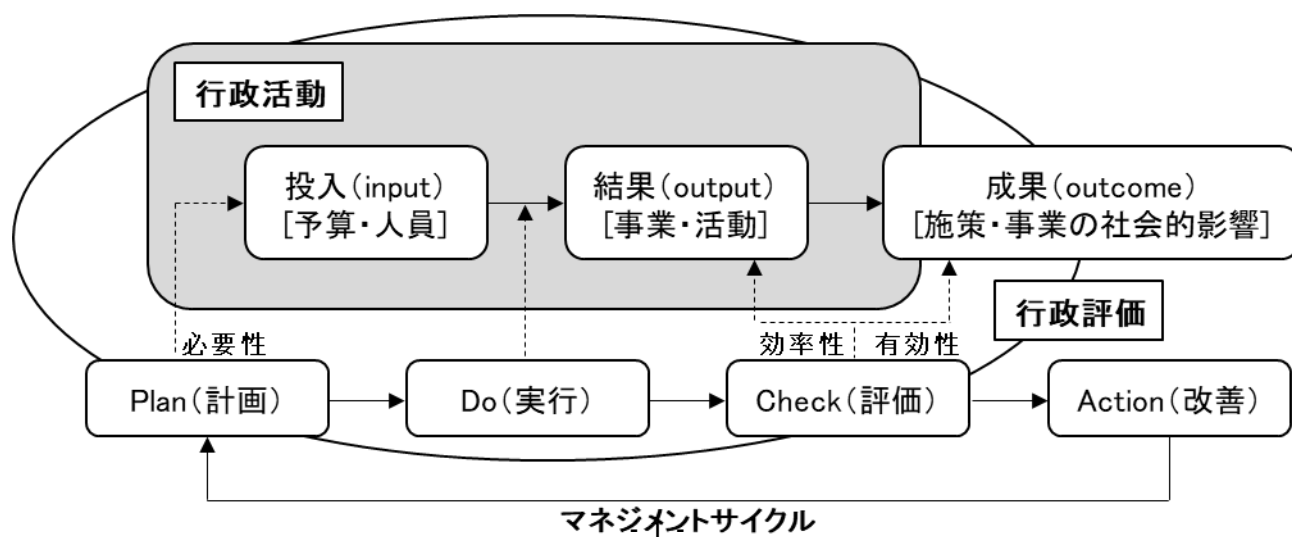
こうした状況変化に迅速に対応し、直面する課題を適切に解決していくためには、多様化・複雑化する行政ニーズを的確に捉え、エビデンスに基づいて政策を形成すること、そしてより効率的で効果的な行財政運営を行うための事業の不断の検証と再構築が求められます。こうした観点から、区の取り組みの達成状況・課題等をさまざまな角度から明らかにし、各事業や政策にかかる費用対効果の検証、改善・見直し、さらには無駄を無くす取り組みを徹底すること、あわせて「区民の幸福（しあわせ）」の視点から真に必要な行政サービスに資源を振り向けることにつなげる実効性の高い行政評価の仕組みを構築することが重要です。

## 2 行政評価の概念

行政評価とは、効果的・効率的な行財政運営に向けて、現状の課題と今後の方向性を踏まえた成果目標を設定し、限られた行政資源を有効に活用するためのマネジメントの仕組みであり、行政活動の結果や成果を、必要性・有効性・効率性等の視点から測定または予測・分析し、事業実施方法の改善、見直し等に活用するものです。

行政活動は、通常、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）というマネジメントサイクルの中で行われるべきであり、行政評価はこのマネジメントサイクルの中に位置付けられ、活用されるものです。

<イメージ図>

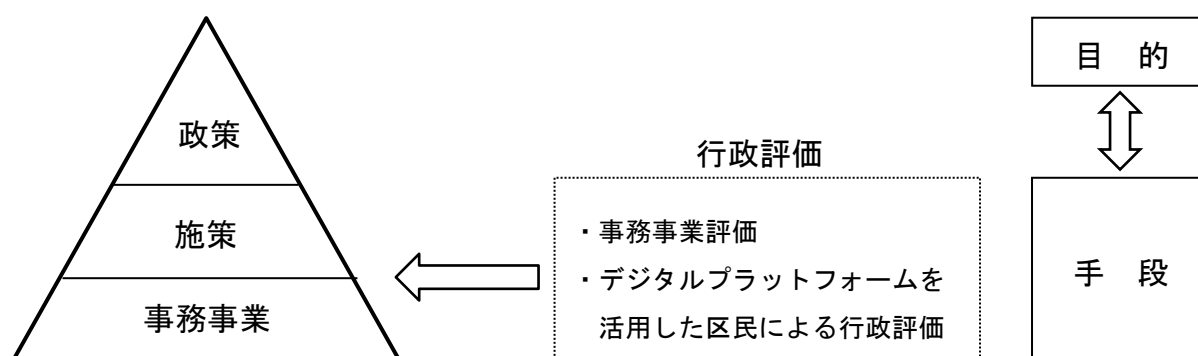


行政評価の実施にあたっては、政策体系を明らかにし、評価の対象とする政策が、どのような目的の下にどのような手段を用いるかという対応関係を明らかにした上で行うことが重要です。

国の「政策評価の実施に関するガイドライン」では、国の政策体系について、次のように説明されています。

政策	特定の行政課題に対応するための基本的な方針の実現を目的とする行政活動の大きなまとまり。
施策	上記の「基本的な方針」に基づく具体的な方針の実現を目的とする行政活動のまとまりであり、「政策」を実現するための具体的な方策や対策ととらえられるもの。
事務事業	上記の「具体的な方策や対策」を具現化するための個々の行政手段としての事務および事業であり、行政活動の基礎的な単位となるもの。

<政策体系と評価のイメージ図>



### 3 国における政策形成・評価のありかたの検討

国の行政改革推進本部においては、環境の変化が速く、社会課題が複雑さや困難さの度合いを増し、先を見通しにくい状況にあるとの現状認識のもと、従来の行政にあった「無謬性神話」が、問題の先送りにつながり、結果として国民に不利益をもたらしていると指摘しています。

これを受け、複雑かつ困難な社会課題に適時的確に対応できる、より機動的で柔軟な行政への転換を目指し、PDCAサイクルを回し、環境変化に対応しながら政策効果を上げることを追求するダイナミックなEBPMと、経験のない課題について、考え得る最善の政策でチャレンジし、トライ&エラーで精度を向上させるアプローチが求められるとし、アジャイル型政策形成・評価への転換について提言しています。

## 4 区のこれまでの取り組みと今後の方針

区ではこれまで、平成13年度から平成24年度にかけて、評価項目の見直しや、区民参加による評価等、評価手法を工夫しながら事務事業評価および政策評価を実施してきました。

一方、平成28年に「品川区新公会計制度基本方針」を決定、平成30年度から新公会計制度を導入し、複式簿記・発生主義会計による財務諸表を作成しました。新公会計制度は、資産や負債といったストック情報、減価償却などを含む正確なコスト情報が把握できることで、行政経営マネジメント力の向上や、区民への説明責任の向上を図るものです。「品川区新公会計制度基本方針」では、財務諸表を活用した事務事業評価の実施を掲げています。

令和4年度は、必要性、有効性、成果指標等に加えて、新公会計制度に基づく事業ごとのコストを含めた事務事業評価の試行を行い、令和5年度からは、試行実施により浮かび上がった課題を踏まえながら、原則すべての予算事務事業を対象とした事務事業評価を開始しました。また、同年から区民意見を踏まえた政策評価を開始し、事務事業評価と政策評価の2つを手法とした行政評価制度を構築しました。その結果、事業の見直しとスクラップによって、財源を捻出し「ウェルビーイング予算」の編成につなげるなど、一定の成果をあげてきました。

令和8年度は、区民ニーズや効果の低い事業の改善と見直しをさらに推進するため、事務事業評価を継続しながら、より多くの区民意見を聴取するための手法を導入することで、新たな行政評価として再構築します。

各事業や政策について、不断の検証や見直し・改善、ひいては無駄を無くす取り組みを徹底し、より効率的で効果的な行財政運営につなげること、「区民の幸福（しあわせ）の視点から真に必要な行政サービスに資源を振り向けることにより、区政そのものをバージョンアップさせ、「区民とともに進める新時代のしながわ」を創ってまいります。

## 5 品川区行政評価の目的

「区民とともに進める新時代のしながわ」実現のため、より実効性の高い施策展開に向けた事業内容の充実や、中長期的な視点からの施策のスクラップ・アンド・ビルドを行っていくなど、事業の不断の検証、見直し、改善等を進め、それを予算に的確に反映させていくマネジメントサイクルを確立させることで、「区民の幸福（しあわせ）」の視点から真に必要な行政サービスに資源を振り向けることを目的として、行政評価を行うものです。

### (1) 質の高い行財政運営の実現

多様な行政課題に的確に対応し、区民の期待に応えるため、各事業や政策の評価を通じて不断の検証や見直し・改善、ひいては行政の無駄を無くす取り組みを行い、それを次年度予算編成に的確に反映させていくことで、より効率的かつ効果的な行財政運営につなげます。

### (2) 長期基本計画、区政の重点政策の進行管理

令和2年度に策定した「品川区長期基本計画」の施策や、区政の重点政策の達成状況や課題の把握のため、行政評価を通じてPlan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）というマネジメントサイクルを確立し、進行管理を行います。

### (3) 区民に対する説明責任の向上

行政活動の透明性の向上と説明責任を果たすため、全事業の評価結果を広く、わかりやすく区民に公表し、区民の区政への理解と参画を促進します。

### (4) 職員の意識改革・政策形成能力の向上

行政評価の運用を通じて、各事業や政策の必要性や効果、コスト等に対する職員の意識を高め、そこで得られた知識・経験をその後の政策立案に活かすという過程を確立し、職員の政策形成能力の向上を図ります。

## 6 品川区行政評価の手法

### (1) 事務事業評価【内部評価】

各事務事業の進捗状況を把握し、改善・見直しを図るため、「品川区新公会計制度基本方針」に基づき、財務諸表（行政コスト計算書・貸借対照表）を活用した事務事業評価を実施します。評価の対象は、原則としてすべての予算事務事業（小事業）とします。

日 程	内 容
6月～9月	事務事業評価
10月～2月	予算編成（評価結果反映） 議会報告

### (2) デジタルプラットフォームを活用した区民による行政評価【外部評価】

区民の区政への理解と参画意識を促進するとともに、施策のあり方について検討を行い、また、区民ニーズや効果の低い事業の改善および見直しを推進するため、デジタルプラットフォームを活用して区民意見を広く聴取します（区民評価）。また、聴取した区民意見を適切に政策に結びつけていくため、有識者等で構成する行政評価委員会を設置します。

日 程	内 容
4月～5月	評価事業選定
6月～8月	区民意見聴取（区民評価）
9月～10月	行政評価委員会
11月～2月	予算編成（評価結果反映） 議会報告

## 7 評価の観点

### (1) 事務事業評価【内部評価】

事業の実績・課題、費用対効果等を明らかにし、必要性・有効性・効率性を分析・検証の上、評価を行います。

### (2) デジタルプラットフォームを活用した区民による行政評価【外部評価】

事業の実績・課題等を明らかにし、区がめざすべき方向性、今後の取り組みについて、区民の視点から評価・検証を行います。

## 8 評価結果の反映

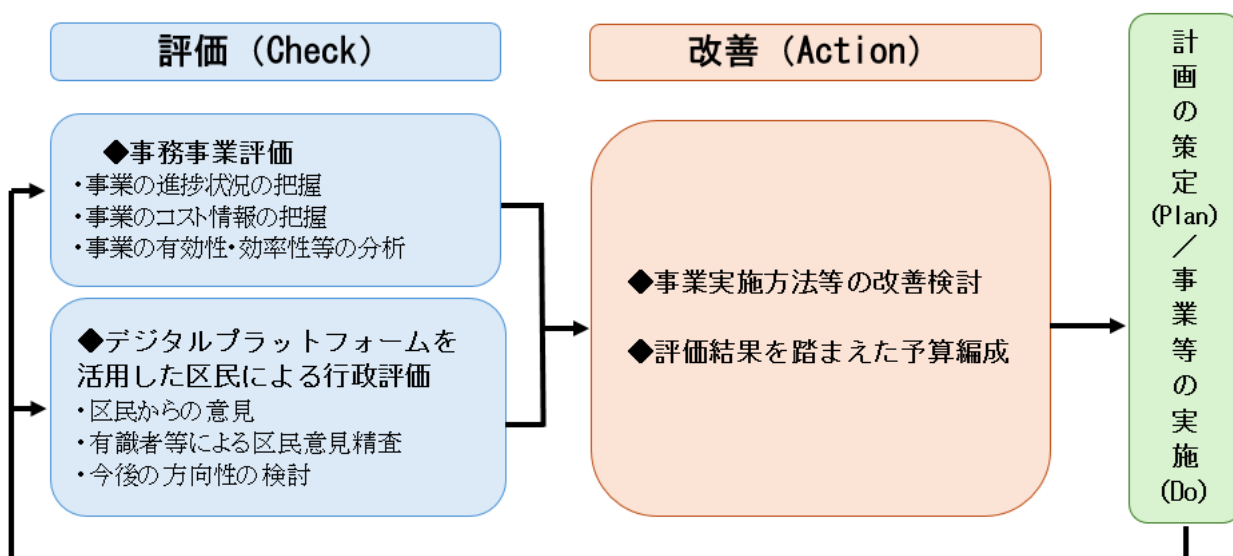
### (1) 事務事業評価【内部評価】

事務事業評価の結果は、当該事業の改善はもとより、次年度の予算編成に的確に反映させていきます。また、長期基本計画をはじめとする各種計画や重点政策の進行管理、事業実施方法等の改善などに活用します。

### (2) デジタルプラットフォームを活用した区民による行政評価【外部評価】

デジタルプラットフォームで聴取した区民意見は、行政評価委員会において精査のうえ、当該事業の改善はもとより、次年度の予算編成に適切に結び付けていきます。また、長期基本計画をはじめとする各種計画や重点政策の進行管理などに活用します。

<イメージ図>



## 9 評価結果の議会報告

評価結果については、原則として、結果を取りまとめた後速やかに議会へ報告するものとします。

## 10 評価結果の公表

評価結果については、評価シートをはじめとする関係資料を適時公表するものとし、説明責任・透明性の向上を図ります。なお、公表にあたっては、区のホームページ等、区民に分かりやすく、容易に入手できる方法に努めるものとします。

## 11 行政評価の充実に向けた措置

行政評価の実効性・効率性を向上させ充実を図るため、評価内容や手法等について、国・東京都等他自治体の実施状況を注視するほか、学識経験者からの意見を参考にするなど、引き続き調査・研究に努めるとともに、議会・区民からの意見、運用状況等を踏まえて、適宜見直しを行います。